

記載要領＜測量・建設コンサルタント等＞

申請時注意事項

- (1) 測量を登録希望する場合で、契約締結権限等を支店等に委任する場合は、委任先で測量士が登録されていることが必要です。登録がない場合は、委任ができません。
- (2) 建築関係建設コンサルタントを登録希望する場合で、契約締結権限等を支店等に委任する場合は、委任先の建築士事務所登録証明書の写し又は登録通知書の写しが必要です。無い場合は委任ができません。(写しは委託共通様式に添付)
- (3) 土木関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントについて申請する小区分は国土交通省による登録を受けている部門に限ります。

1. 測量等実績調書

- (1) 登録業種区分には、登録を希望する業種名（測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント）の実績を1枚につき1業種ごとに記入してください。
- (2) **委託共通様式**の「2（1）申請業種ごとの売上高表」に計上した直前1、2年度決算報告書の主な完成業務及び着手した主な未完成業務について記入してください。
- (3) 下請した業務については、「発注者」の欄には元請業者名を、「件名」の欄には下請件名を記入してください。
- (4) 「測量等対象の規模等」の欄には、測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- (5) 「請負代金額」の欄には、消費税及び地方消費税を含む金額（千円未満を切捨て）を記入してください。
- (6) 上記の記載方法に従って記入しているものであれば、統一様式又は記載項目が同一の類似様式を使用することもできます。

2. 技術者経歴書【市内業者のみ】

- (1) 記入は、営業所（本社、支店及び営業所等）ごとにまとめて行い、営業所名を「氏名」欄に（ ）書きで記入し、次の行から当該営業所の技術者を記入してください。
- (2) 「実務経歴」の欄には、直近の業務のものから記入し、測量・建設コンサルタント等業務に従事した地位を記入してください。
- (3) 「経験年数」の欄は、測量・建設コンサルタント等業務に従事した期間を記入してください。
- (4) 提出する有資格者証明書類の右下にページ番号を振り、技術者経歴書の「ページ番号」の欄に、対応するページ番号を記入してください。
- (5) 上記の記載方法に従って記入しているものであれば、統一様式又は記載項目が同一の類似様式を使用することもできます。

※例年、提出することとしていた雇用関係が分かる書面の写しは、提出不要とします。

3. 申請業種に関係する有資格者数調べ

(1) 会社全体の有資格者数一覧表(表1)

申請する業種に関係がある資格で、(表1)にあらかじめ記載がある資格を従業員等が保有している場合に、その保有者数を記入してください。

- ① 保有している資格については、可能な限り計上してください。(指名の際に参考とします。)
- ② 有資格者数として計上できるのは、申請基準日(令和2年10月1日)時点の代表者、常勤の役員及び労災保険の適用を受けている従業員の資格に限ります。
- ③ 一人が複数の資格を保有している場合、それぞれの資格で人数を計上してください。
- ④ 一人が同種の資格(1級と2級、士と士補など)を保有している場合は、上位の資格にだけ人数を計上してください。
- ⑤ 技術士(総合技術監理部門)については、(表1)に記入してある技術士の選択科目を取得している場合に限り記入してください。それ以外のものについては、記入しないでください。
- ⑥ 技術士は、一人が複数の異なる選択科目で資格を保有している場合は、選択科目ごとに計上できます。
- ⑦ 技術士について、平成31年度以降に新しい試験制度で資格を取得した場合は、対応する旧制度の選択科目に読み替えて計上してください。(5ページの新旧対照表参照。)
- ⑧ RCCMに人数を記入した場合、RCCMの資格者詳細を(表2)に記入してください。
- ⑨ 提出書類【市内業者のみ】

人数に計上した資格者については、資格を証明する書面(免許証等)の写しを、「2. 技術者経歴書」の記入順に必ず添付してください。

下表を参考に該当する有資格者の人数を記入してください。

資格の区分・名称等	
測量士	測量法による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。
技術士	建設部門 選択科目 土質及び基礎
	建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸・海洋
	建設部門 選択科目 港湾及び空港
	建設部門 選択科目 電力土木
	建設部門 選択科目 道路
	建設部門 選択科目 鉄道
建設部門 選択科目 トンネル	

技術士	建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	建設部門 選択科目 建設環境
	農業部門 選択科目 農業土木
	森林部門 選択科目 森林土木
	水産部門 選択科目 水産土木
	上下水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道
	上下水道部門 選択科目 下水道
	電気電子部門
	機械部門 選択科目 「機械設計」、「流体力学」、「交通・物流機械及び建設機械」
	機械部門 選択科目 その他
	情報工学部門
	衛生工学部門 選択科目 廃棄物管理
応用理学部門 選択科目 地質	
一級土木施工管理技士	建設業法による一級技術検定合格証明書の交付を受けている者
二級土木施工管理技士	建設業法による二級技術検定合格証明書の交付を受けている者
環境計量士	計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。
第一種電気主任技術者	電気事業法による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
第一種伝送交換主任技術者	電気通信事業法による第一種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
地質調査技士	（一社）全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
構造設計一級建築士	建築士法による構造設計一級建築士証の交付を受けている者
設備設計一級建築士	建築士法による設備設計一級建築士証の交付を受けている者
一級建築士	建築士法による一級建築士の登録を受けている者 （構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く）
建築設備士	建築士法施行規則による建築設備士の登録を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の登録を受けている者
建築積算士	（公社）日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者

土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者
補償業務管理士	(一社)日本補償コンサルタント協会が行う補償業務管理士検定試験に合格し登録を受けている者
土地区画整理士	国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者
RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
	機械
水産土木	
電気電子	
廃棄物	
建設情報	

【技術士 選択科目の新旧対照表】

技術士の資格を新制度で取得した場合は、下表の旧制度の選択科目に読み替えて(表1)及び(表3)に計上してください。

部門	選択科目 (旧制度)	選択科目 (新制度)	読替え
建設	(全選択科目)	(全選択科目)	
農業	農業土木	農業農村工学	○
森林	森林土木	森林土木	
水産	水産土木	水産土木	
上下水道	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道	
	下水道	下水道	
電気電子	(全選択科目)	(全選択科目) ※1	
機械	機械設計	機械設計	
	流体工学	流体機器	○
	交通・物流機械及び建設機械	機構ダイナミクス・制御	○
情報工学	(全選択科目)	(全選択科目) ※1	
応用理学	地質	地質	
衛生工学※2	廃棄物管理	廃棄物・資源循環	○

(※1) 電気電子部門と情報工学部門は、選択科目名の変更がありますが、選択科目の種類を問わず計上する対象となるため、「全選択科目」の項目で計上してください。

この場合で、(表3)の「選択科目」欄を記入する場合は、読み替える必要はありません。

(※2) 衛生工学部門は(表1)のみ計上する箇所があります。

(2) RCCM資格者詳細(表2)

会社全体の有資格者数一覧表(表1)にRCCMの人数を記入した場合に作成してください。

部門ごとの有資格者数を確認する資料となるため、一人が複数の部門の資格を保有している場合は、それぞれの部門で計上してください。この場合、(表2)の合計は、(表1)の人数と一致しません。

(3) 資格者数調べ(格付用)(表3)【市外業者のみ】

市外に本店を有する方は提出してください。格付の加点を算定するための資料となりますので、提出がない場合や記載がない場合は加点されません。

市内業者の方は、「2. 技術者経歴書」により格付の加算を算定するため、提出の必要はありません。

- ① 有資格者数として計上できるのは、申請基準日(令和2年10月1日)時点の代表者、常勤の役員及び労災保険の適用を受けている従業員の資格に限ります。
- ② 一人が複数の資格を保有している場合、それぞれの資格を記入してください。
- ③ 一人が同種の資格(1級と2級、士と士補など)を保有している場合は、上位の資格だけ記入してください。
- ④ (表3)に記載のある加点対象となる資格のみ記入してください。
- ⑤ 技術士については、平成31年度以降の新しい試験制度で資格を取得した場合は、対応する旧制度の選択科目に読み替えて計上してください。(5ページの新旧対照表参照。)
- ⑥ 加点数値の合計55ptが最高点となりますので、55ptを超えて記入する必要はありません。

【技術職員（有資格者）数の点数について】

技術職員（有資格者）の数に応じて算出した数値に応じた点数となります。

有資格者所持者数の合計数値	点数
5.5pt 以上	30点
3.5pt 以上 5.5pt 未満	25点
2.0pt 以上 3.5pt 未満	20点
1.0pt 以上 2.0pt 未満	15点
1pt 以上 1.0pt 未満	10点
0	0点

※以下の表の合計点数が5.5pt 以上の場合、上表により30点となり、5を乗じた150点が客観的審査点数に加算されます。

区分	5pt	2pt
測量	測量士	測量士補
建築関係建設 コンサルタント業務	1級建築士 建築設備士 構造設計1級建築士 設備設計1級建築士 ※構造又は設備設計1級建築士は1級建築士を 保有していても重複してカウントしない。	2級建築士 建築積算士
土木関係建設 コンサルタント業務	<技術士のうち> 機械部門－機械設計、流体工学 交通・物流機械及び建設機械 電気電子部門 建設部門 農業部門－農業土木 森林部門－森林土木 水産部門－水産土木 情報工学部門 応用理学部門－地質 上下水道部門－上水道及び工業用水道 －下水道 総合技術監理部門（上記の各選択科目）	1級土木施工管理技士 環境計量士－濃度関係 騒音・振動関係 第1種電気主任技術者 第1種伝送交換主任技術者 線路主任技術者 RCCM（シビルコンサルティングマ ネージャ）【1人＝2pt、同一人物が複数 の部門を保有している場合でも、重複して カウントしない。】
地質調査業務	<技術士のうち> 建設部門－土質及び基礎 応用理学部門－地質 総合技術監理部門（上記の各選択科目）	地質調査技士
補償関係コン サルタント業 務		不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士【1人＝2pt、同一人物 が複数の部門を保有している場合でも、重 複してカウントしない。】

4. 営業所一覧表【本社以外に営業所がある場合】

- (1) 「営業所名称」の欄には、本社も記入してください。
- (2) 委任先がある場合は、委任先にマーカで印を付けてください。